

令和6年産以降の飼料用米（一般品種）への支援について

○ 令和6年産以降は、一般品種については、

①従来、主食用米の需給緩和局面において、緊急的な作付転換の手段の役割を果たしてきたことを踏まえ、引き続き支援対象にするものの、

②多収品種による作付転換を推進するため、令和6年産～8年産にかけて支援水準を段階的に引き下げることをとする。

| | 令和6年産 | 令和7年産 | 令和8年産 |
|------|--|--|--|
| 一般品種 | <ul style="list-style-type: none">数量に応じて、 5.5～9.5万円/10a (標準単価 7.5万円/10a) <p>or</p> <ul style="list-style-type: none">単価7.5万円/10a | <ul style="list-style-type: none">数量に応じて、 5.5～8.5万円/10a (標準単価 7.0万円/10a) <p>or</p> <ul style="list-style-type: none">単価7.0万円/10a | <ul style="list-style-type: none">数量に応じて、 5.5～7.5万円/10a (標準単価 6.5万円/10a) <p>or</p> <ul style="list-style-type: none">単価6.5万円/10a |

※多収品種については数量に応じて5.5～10.5万円/10a（従来どおりの単価）

種子の増産スケジュール（飼料用米の多収品種）

- R 4 年産の飼料用米は、すでに多くが粃摺りを終了していたため、種子としての転用※は困難。このため、R 5 年産の飼料用米について、多収品種を前提とする場合、種子が不足。
- R 6 年産については、早期に種子への転用を行うことで、基本的に多収品種での生産が可能。
- この際、円滑な種子転用に必要な話し合いや、発芽試験に係る経費等を支援。

※ 種子の転用とは、飼料原料向けなど種子以外のために生産した収穫物（粃）を、発芽試験等の品質の確認を行った上で、県種子協会等が翌年産のは種用に仕向ける「転用種子」とすること。

